

国民健康保険

令和8年8月から高額療養費制度が見直されます

●高額療養費制度とは

ひと月に医療機関等に支払った医療費が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は個人や世帯の所得に応じて決まります。

医療費の増加に伴い将来にわたり制度を維持するため、令和8年8月から長期療養者や低所得者の経済的負担に配慮した上で、所得に応じた負担とする見直しが行われました。

●令和8年8月からの自己負担減限度額

70歳未満

区分	所得区分 (旧ただし書き所得)	月額上限	年間上限
ア	901万円超	270,300円 + (総医療費 - 901,000円) × 1% (多数回該当：140,100円)	1,680,000円
イ	600万円超～ 901万円以下	179,100円 + (総医療費 - 597,000円) × 1% (多数回該当：93,000円)	1,110,000円
ウ	210万円超～ 600万円以下	85,800円 + (総医療費 - 286,000円) × 1% (多数回該当：44,400円)	530,000円
エ	210万円以下	61,500円 (多数回該当：44,400円)	530,000円
オ	住民税非課税	36,900円 (多数回該当：24,600円)	290,000円

70歳以上

区分	所得区分 (課税標準額)	月額上限		年間上限
		外来 (個人)	外来 + 入院 (世帯)	
現役並みⅢ	690万円以上	270,300円 + (総医療費 - 901,000円) × 1% (多数回該当：140,100円)		1,680,000円
現役並みⅡ	380万円以上	179,100円 + (総医療費 - 597,000円) × 1% (多数回該当：93,000円)		1,110,000円
現役並みⅠ	145万円以上	85,800円 + (総医療費 - 286,000円) × 1% (多数回該当：44,400円)		530,000円
一般	145万円未満	22,000円	61,500円 (多数回該当：44,400円)	外来：216,000円 世帯：530,000円
非課税Ⅱ	住民税非課税	11,000円	25,700円 (多数回該当：24,600円)	外来：96,000円 世帯：290,000円
非課税Ⅰ	住民税非課税で 一定所得以下	8,000円	15,700円	180,000円

<負担軽減の仕組みとして…>

多数回該当…過去12か月以内に、同じ世帯で3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。

年間上限…月ごとの自己負担額が積みあがっても、年間の上限額に達した場合、それ以上の医療費については還付されます。

※年間とは8月から翌年の7月までをさします。

●医療機関等窓口での支払いを抑えたいとき

マイナ保険証を利用すれば、医療機関等窓口での支払いを上限額までにとどめることができます。

マイナ保険証をお持ちでない方は、「限度額適用認定証」を医療機関等窓口に提示することで、支払いを上限額までにとどめることができます。「限度額適用認定証」の交付には日野町役場住民課にて事前申請が必要です。

その他、高額療養費制度の詳細は町のホームページをご覧ください。

問

住民課 保険年金担当 ☎ 0748-52-6584



町ホームページ

売買や相続で

森林の土地を取得した場合は 届出が必要です

新たに森林の土地を取得した場合は森林法の規定により、土地の所在する市町村に届出が必要です。

○届出の対象となる森林

都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林
※登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる場合があるのでご注意ください。

※日野町内で対象となる区域は、滋賀県のホームページに掲載されている森林計画図で確認できます。

○届出の対象者

個人、法人を問わず、売買や相続などにより、森林の土地を新たに取得された方

※国土利用計画法による届出を行った場合は除きます。

○届出の期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村に届出をしてください。

○届出書類

森林の土地の所有者届出書のほか、次の書類を添付してください。
・公図の写しなど、その森林の土地の位置がわかる図面
・土地の登記事項証明書の写しなど、その森林の土地の取得理由、取得年月日がわかる書類
その他、詳しくはお問い合わせください。



滋賀県
ホームページ

問

農林課

農林振興担当

☎0748-52-6563

町営住宅入居者募集

令和8年度 第2回町営住宅入居者募集について次のとおりお知らせします。

募集期間

8月3日(月)～8月21日(金)

募集団地

- ・第1内池団地(内池150番地)
平成14年築(木造2階建)2DK
- ・第2内池団地(内池152番地)
昭和63年築(PC造3階建)3DK
- ・西山団地(豊田205番地23)
昭和60年築(PC造2階建)3DK

入居資格

次の①～⑦すべてに該当する方

- ①町内に居住しているまたは勤務地を有していること(3か月以上)
 - ②持ち家(共有名義を含む)がなく、住宅に困窮していること
 - ③税・公共料金等を滞納していないこと
 - ④現に同居し、または同居しようとする親族がいること
- ※ただし、次の(1)～(6)のいずれかに該当する方は単身でも入居できます。
- (1)生活保護を受けている方
 - (2)60歳以上の方
 - (3)身体障がい者でその障がいの程度が1級から4級までの方

(4)精神障がい者でその障がいの程度が1級から3級までの方

(5)知的障がい者でその障がいの程度が精神障がいの程度に相当する方

(6)DV被害者に該当する方

⑤1か月あたりの収入が定められた基準以下であること

⑥連帯保証人(2名)をたてられること

⑦申込者および同居親族が反社会的勢力に属さないこと

月額家賃

入居者の収入および住宅の諸条件により決定します。

入居可能予定日 9月下旬

今後の募集予定

次回の町営住宅入居者募集について次のとおり実施する予定です。

第3回 11月2日(月)～20日(金)

※入居者の入退去、住宅の状況等により募集団地の変更等生じる場合があります。
戸数・規格・家賃の詳細最新の情報は、町のホームページをご覧ください。



町ホームページ

問

建設計画課

都市計画担当

☎0748-52-6567